

令和 6 年度 4 月 統括保健師会議

令和 6 年 4 月 15 日（月）9 時 15 分

本 庁 B 1 階 第 8 共 通 会 議 室

議題

—公開案件—

（１） 令和 6 年度オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策について

環境局環境管理課環境情報 G

9:20～9:30

令和 6 年度 4 月 統括保健師会議 【口頭連絡】

環境局 環境管理課 環境情報グループ 当日連絡者（鬼頭）連絡先（06-6615-7981）

	案件	内容要約 (目的、対象、方法、時期、他会議での報告等)	公開 区分	資料送付等
1	令和6年度オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策について	1. 目的 ・光化学スモッグの原因となるオキシダント(オゾン等の刺激性物質)濃度が高くなる時期(5～9月)に、注意報等発令時の連絡体制を講じる。住民の健康被害を未然に防止するとともに、被害発生時の迅速な対応を図る。 2. 実施内容 ・昨年と同様 (参照:大阪市オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施細目) ・区役所保健業務主管課 予報、注意報等発令情報に基づく周知〔生活環境担当職員〕 <u>被害発生時の現地調査(健康調査)〔保健師〕</u> <u>⇒休日に被害の訴えがあった場合の現地調査(健康調査)のため、連絡名簿への登録をお願いします。</u> ※4月12日の保健業務主管課長会で説明	■公開 □非公開	【後日資料送付】 ■有 (4/末) 送付 □無 【連絡予定時間】 (10) 分

被害発生時の現地調査について（実施細目 図3(P.9)、図4(P.10)のフロー参照）

1. 光化学スモッグの影響によると思われる被害を受けた者（以下「被害者」という。）からの訴えがあった場合は、環境局環境管理部環境管理課から関係機関へ第一報として、次の事項について連絡するものとする。

- (1) 通報者の氏名（個人又は学校等の施設、団体）
- (2) 通報者の連絡先（電話番号）
- (3) 通報者が現在いる場所
- (4) 学校・施設等からの通報の場合は、所在（住所）
- (5) おおよその被害者数
- (6) 症状を感じたときの活動状況

2. 連絡を受けた保健関係業務担当（各区役所）及び環境関係業務担当（各環境保全監視グループ）は、事務局（環境情報グループ）と調整を行い、現地調査を行うための要員を緊急調査班に配置し、被害状況等の調査を行う。

(1) 健康調査（当該区の保健業務主管課）

学校又は施設等の管理下で被害が発生した場合は、「被害調査票（学校用）」【様式2（実施細目 P.12）】により健康調査を行い、その他の場合は、「被害調査票（一般用）」【様式1（実施細目 P.11）】により健康調査を行う。

- ①症状を感じた日時及び気象状況
- ②症状を感じた場所
- ③症状を感じたときの活動状況
- ④症状（有無、人数、処置・経過など）

【参考】軽症者への処置

- ・「眼がチカチカする。」「のどが痛い。」などの症状があるときは、屋内に入り、水道水による洗眼又はうがいをさせる。
- ・洗眼、うがいをしても症状が変わらないときや、息苦しさや、胸が苦しくなったときは、応急処置として涼しい通風のある場所で安静を保たせるとともに、医師の診察を受けるよう指導する。

- ⑤重症者の有無

(2) 環境調査（環境管理部環境管理課環境情報グループ、各環境保全監視グループ）

被害発生時の環境状況を把握するため、「被害調査票（環境調査用）」【様式3（実施細目 P.13）】により環境調査を行う。

- ①付近の環境の状況
- ②付近の工場の有無
- ③光化学スモッグ情報の発令状況
- ④近隣大気汚染常時監視測定局の速報値データ

3. 緊急調査班は、現地調査等の結果を事務局に報告する。

事務局は、調査結果を踏まえ、関係機関・団体への周知及び報告をするとともに、報道提供等の対応をするものとする。

(参考) 令和5年度分
令和6年度対策実施期間が決定次第改めて提出します。
(対策実施期間については、大阪府より後日通知予定)

環境第 e - 127 号
令和 5 年 4 月 25 日

各 区 長 様

環 境 局 長

令和 5 年度オキシダント緊急時（光化学スモッグ）
対策の実施について（依頼）

平素は、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標題について、大阪府より別添 1 のとおりオキシダント緊急時対策実施に係る協力依頼がありましたので、本市においても、別添 2 「大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目」に基づき、同対策を実施いたします。

つきましては、光化学スモッグ情報発令時における発令情報の周知及び被害発生時等の対応について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和 5 年 5 月 8 日（月）から同年 9 月 22 日（金）までの休日（土、日曜日及び祝日）は、当局において監視、連絡体制を執ります。

また、休日に光化学スモッグによる被害の訴え等があった場合の健康調査を行うにあたり、保健業務主管課担当者の連絡者名簿（別紙）をメールにより、回答いただきますようお願いいたします。

担当	環境管理部環境管理課（環境情報グループ） 當山、古曾志
電話	06-6615-7981（平日） 7986（休日）【環境情報システム室】
FAX	06-6615-7949
メール	ja0039@city.osaka.lg.jp

休日における光化学スモッグによる被害発生時の
各区保健業務主管課に係る連絡者名簿の提出について

標題について、休日に学校、住民などから被害の訴え等があった場合の健康調査を行うにあたり、貴保健業務主管課における連絡者名簿を5月2日（火）までにメールにより回答いただきますようお願いします。（できる限り複数名の記載をお願いします。）

環境局 環境管理部 環境管理課 當山、古曾志 あて
(mail : ja0039@city.osaka.lg.jp)

光化学スモッグ被害発生時連絡者名簿

【報告者】 _____ 区役所 _____ 課

(役職・担当者名) : _____

(電話番号) : _____

(FAX 番号) : _____

(メールアドレス) : _____

連絡 順位	役職名	職 種	氏 名	電 話 (休日における)
1				
2				
3				

(参考) 令和5年度分

令和6年度版が大阪府から依頼され次第改めて提出します。

環 保 第 1073 号

令 和 5 年 4 月 10 日

市町村 光化学スモッグ対応担当課長 様

大阪府環境農林水産部環境管理室

環 境 保 全 課 長

光化学スモッグ緊急時における通報連絡について（依頼）

日ごろから、大阪府の大気環境保全施策の推進に格別のご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、本府におきましては、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領に基づき、光化学スモッグ予報・注意報等の発令時には、関係機関等を通じて府民に周知し、被害の未然防止に努めているところです。

つきましては、光化学スモッグが発生しやすいシーズンを迎えるにあたり、貴市町村におかれましても所管施設等へ発令情報を周知・連絡いただくとともに、被害の未然防止のため、光化学スモッグの被害防止について広報くださいますよう、ご協力をお願いします。

なお、当課におきましては、令和5年5月8日（月）から9月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日も発令体制を維持することとしております。

大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課 環境監視グループ 鎌田
（光化学スモッグ対策連絡本部事務局）
電 話 06-6210-9621（ダイヤルイン）
F A X 06-6210-9575

大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目

令和6年4月

大 阪 市 環 境 局

大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目

昭和 47 年 6 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改正

この実施細目は、本市におけるオキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策を円滑に実施するため、大阪府のオキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

1. 緊急時の発令及び解除の連絡方法

実施要領第 7 条の規定による発令及び解除の周知等があれば、次の各号のとおり連絡するものとする。

なお、光化学スモッグ発令地域、発令基準及び測定地点は**資料 1**のとおりである。

（1）大阪府（大阪府環境農林水産部環境保全課）からの周知等が平日の場合は、**図 1**により、また、土曜日・日曜日・祝日（以下「休日」という。）の場合は、**図 2**のとおり関係機関等へ連絡するものとする。

（2）住民への周知は、実施要領で定める方法（必要に応じて広報車・公用車等による広報活動も含む。）により行う。

また、各区役所の保健業務主管課においては、大気汚染情報看板により周知し、大阪市立の学校園にあっては旗（予報－みどり色、注意報－黄色、警報－だいだい色、重大緊急警報－えんじ色）もしくはそれに準ずるものによる周知を行うものとする。

（3）発令時の周知事項として、**別表 1**の事項を住民・児童・生徒へ周知するものとする。なお、大阪市内の私立学校、園への連絡については、大阪府が実施するものとする。

（4）実施要領第 10 条に定める大阪市内の緊急時対象工場への発令の連絡等については大阪府が実施するものとする（**別表 2**）。

2. 光化学スモッグ気象情報の周知

実施要領第 8 条に基づく「光化学スモッグ気象情報」の周知があった場合は、平日のみ「教育委員会事務局指導部保健体育担当」へ連絡するものとする。

3. 緊急時等の措置

環境管理部職員は、光化学スモッグ注意報、警報及び重大緊急警報が発令された場合は、必要に応じて、立入検査及びその他の方法により、緊急時対象工場における排出ガス量等の削減等の実施状況の確認及び指導を行うものとする。

4. 光化学スモッグについての被害の訴え等があった時の措置

被害の訴え等があった場合の措置については、次のとおり行うものとする。

(1) 大阪市内の住民及び学校等から被害の訴えがあった場合は、原則として大阪市が対応するものとし、連絡フローについては、**図3（平日）・図4（休日・平日時間外）**によるものとする。

(2) 被害の訴え等があれば、次に掲げる者をもって緊急調査班を編成し、被害状況等の情報収集を行うものとする。なお、緊急調査班の事務局は、環境管理部環境管理課が行う。

①環境調査 … 環境管理部環境管理課（平日のみ、当該区環境保全監視グループを含む。）

②健康調査 … 被害の訴えのあった地域の区役所（以下、当該区役所という。）保健業務主管課

(3) 被害の訴えの調査体制については、次のとおりとする。

①平日の場合

環境管理部職員及び当該区役所保健業務主管課の保健師による被害状況等の調査を行う。

・健康調査 … 被害調査票（様式1、2）

・環境調査 … 被害調査票（様式3）

②平日時間外及び休日の場合

環境管理課執務室への出勤者及び緊急動員された環境管理部職員及び当該区役所保健業務主管課の保健師を合わせた2名以上で緊急調査班を編成し、①と同様の調査を行う。

③①及び②の調査により、環境局長が特別に必要と認める場合

大阪市立環境科学研究センターの協力を得て、オゾンなど大気汚染物質濃度測定等の調査を行うものとする。

(4) 緊急調査班の事務局は、前号の調査事項を収集し、その調査結果を大阪府環境農林水産部環境保全課へ報告の後、公表等の措置を行うものとする。

なお、被害状況等の調査で得られた個人情報については、慎重に取り扱うものとし、また本業務以外には使用しない。

5. 勤務時間外における出勤、連絡・調査体制等について

(1) 平日の場合

環境管理部環境管理課は、予報等の解除まで待機するものとする。

(2) 休日の場合

発令の連絡等に備え、環境管理部職員が環境管理課執務室へ出勤するものとする。

(3) 連絡名簿の提出について

各区役所保健業務主管課は、休日に被害の訴え等があった場合の連絡者名簿を環境管理部環境管理課に提出するものとする。

附則 省略

資料1 光化学スモッグ発令地域、大阪市内の測定地点及び発令基準

①～⑫: 大阪市所管測定局
△: 大阪府所管測定局

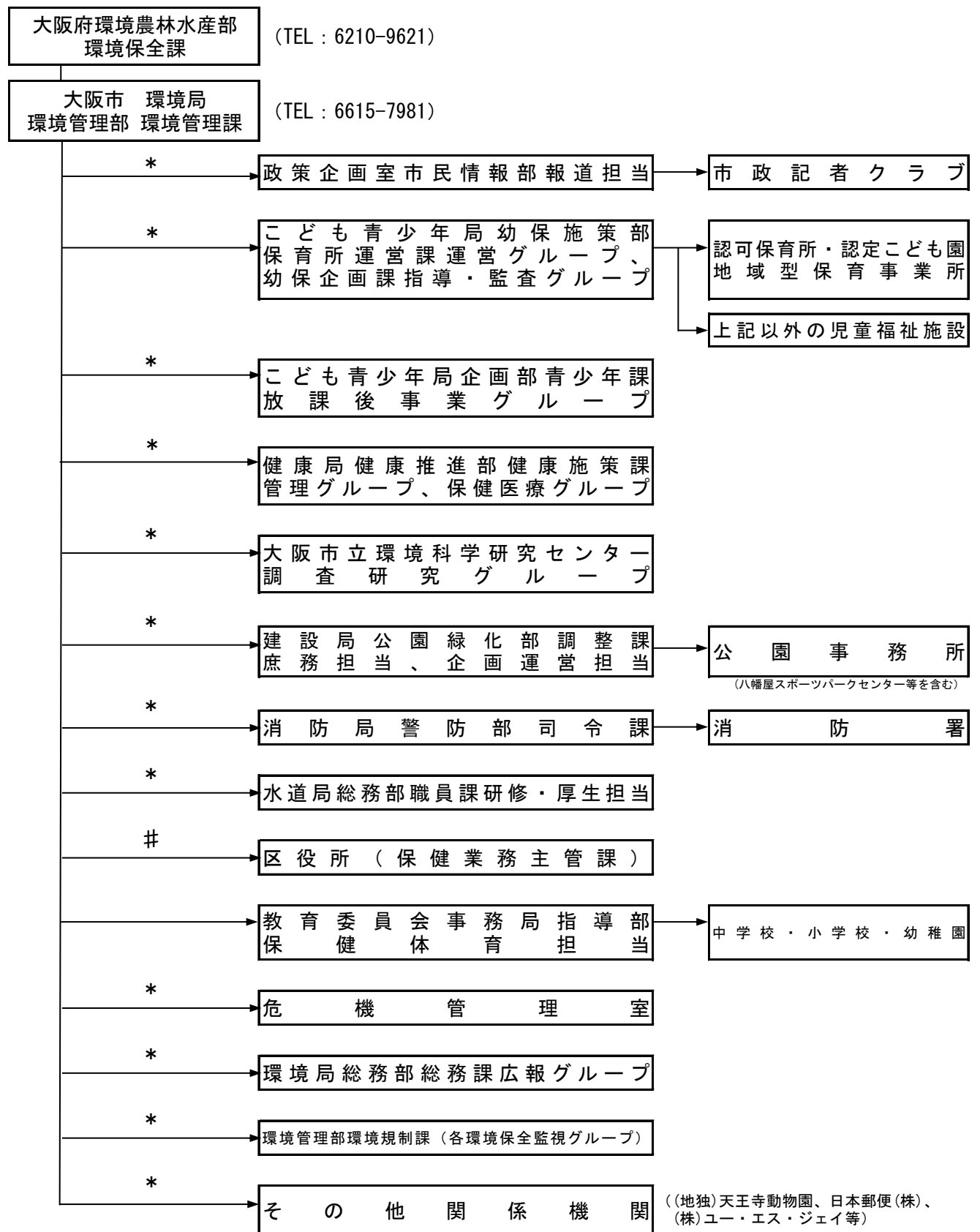


【測定点】

地域	番号	名 称	所 在 地	所 管
1	△	国 設 大 阪	大阪市中心部中央区大手前4-1-67	大阪府
	①	桃 谷 中 学 校	大阪市中心部生野区勝山北3-13-44	
	②	今 宮 中 学 校	大阪市中心部西成区花園北1-8-32	
	③	此 花 区 役 所	大阪市中心部此花区春日出北1-8-4	
	④	平 尾 小 学 校	大阪市中心部大正区平尾2-21-28	
2	⑤	出来島 小 学 校	大阪市中心部西淀川区出来島2-2-24	
	⑥	野 中 小 学 校	大阪市中心部淀川区野中北1-11-26	
3	⑦	大 宮 中 学 校	大阪市中心部旭区中宮4-7-11	
	⑧	聖 賢 小 学 校	大阪市中心部城東区新喜多2-4-35	
	⑨	茨田北 小 学 校	大阪市中心部鶴見区浜3-8-66	
4	⑩	摂 陽 中 学 校	大阪市中心部平野区平野西3-4-7	
	⑪	清 江 小 学 校	大阪市中心部住之江区御崎5-7-18	
	⑫	南 港 中 央 公 園	大阪市中心部住之江区南港東8-5 南港中央公園内	

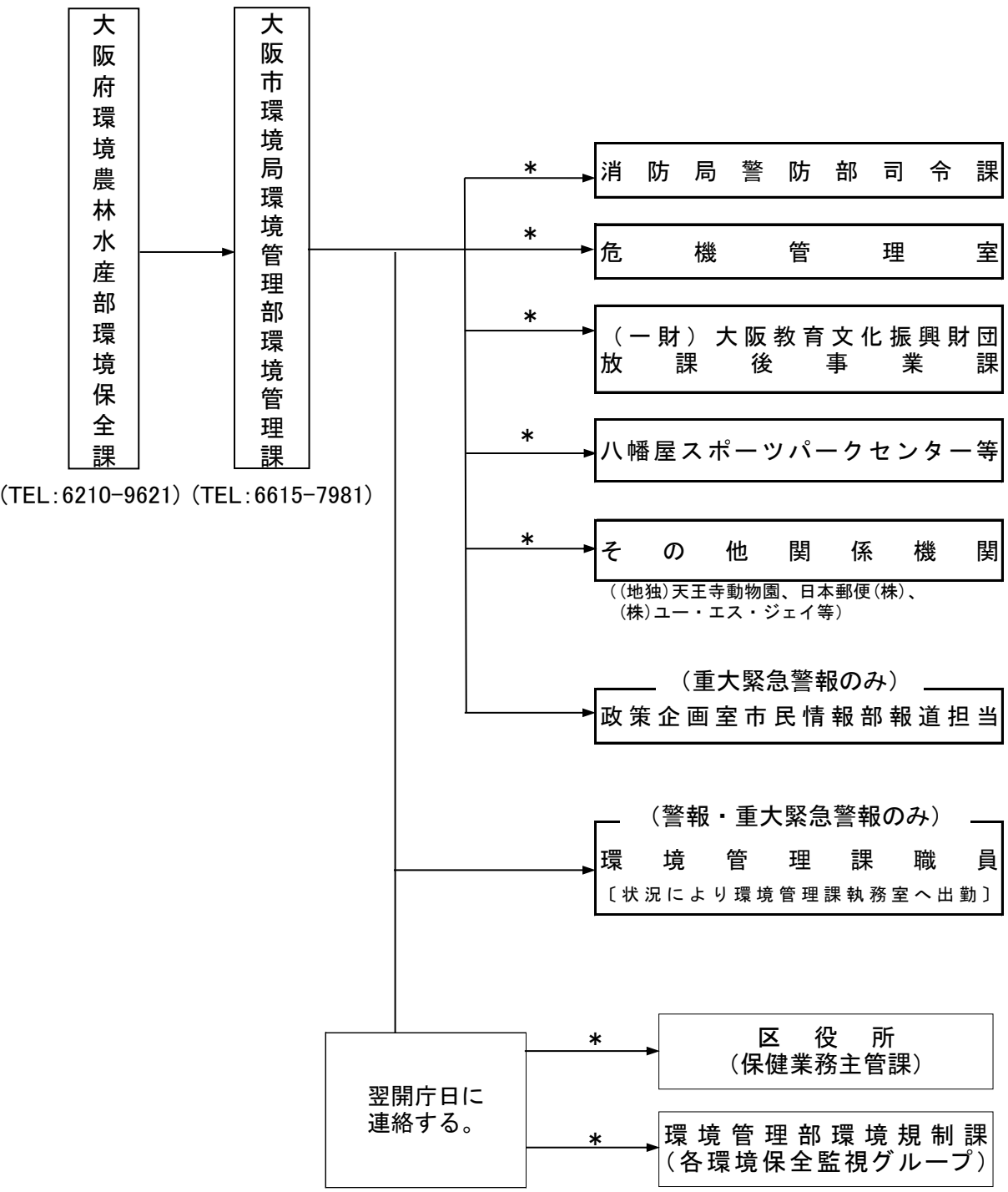
発 令 区 分	発 令 基 準
予 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が、 <u>0.08ppm以上</u> である大気の状態になった場合、 かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき
注 意 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が、 <u>0.12ppm以上</u> である大気の状態になった場合、 かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認められるとき
警 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が、 <u>0.24ppm以上</u> である大気の状態になった場合、 かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が、 <u>0.40ppm以上</u> である大気の状態になった場合、 かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認められるとき

図1. 平日の予報等の発令及び解除の連絡体制



注. 連絡方法については、井印は一斉通報電話（一部）及びメール、*印はメール、特に表記のないものは電話連絡による。

図2. 休日の予報等の発令及び解除の連絡体制



注. 連絡方法については、*印はメール、特に表記のないものは電話連絡による。

別表1 発令時の住民・児童・生徒への周知事項

発令区分	周 知 事 項
予報	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動はさけること。
注意報	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。
警報	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。
重大緊急警報	1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。

- 注1. 目やのどなどに刺激を感じた人は洗眼、うがいをするとともに、しばらく安静にすること。
 2. 光化学スモッグによると思われる被害にあった場合は、環境局環境管理課まで連絡すること。

別表2 大阪府が実施する発令時のばい煙排出者等への措置（実施要領 第11条関係）【参考】

発令区分	緊急時対象工場に係るばい煙排出（一般対象工場に係るばい煙排出者）
予 報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常値より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。
注 意 報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。
警 報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期するとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。
重大緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。

- 備考1. 本表に掲げる措置は、発令した地域に所在する一般対象工場に係るばい煙排出者に対して行うものとする。
2. ばい煙排出者に対する措置の欄に掲げる通常値の算出方法は、大阪府の「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目」第4項に定める方法に基づくものとする。
3. 通常時に相当程度の窒素酸化物対策を行っていると思われる緊急時対象工場に係るばい煙排出者については、当該窒素酸化物対策をもって、当該緊急時対象工場に係る措置（重大緊急警報に係るものを除く。）に基づく削減等に代えることができることとする。
- なお、代替を認める通常時の窒素酸化物対策の内容については、大阪府の「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目」第3項に定める基準に基づくものとする。
4. ばい煙排出者に対する措置に関しては、予報等の解除または日の入り時刻のいずれか早い時刻をもって解除するものとする。なお、日の入り時刻とは、大阪管区气象台における日の入り時刻とする。

図3 被害の訴えがあった場合の連絡フロー【平日】

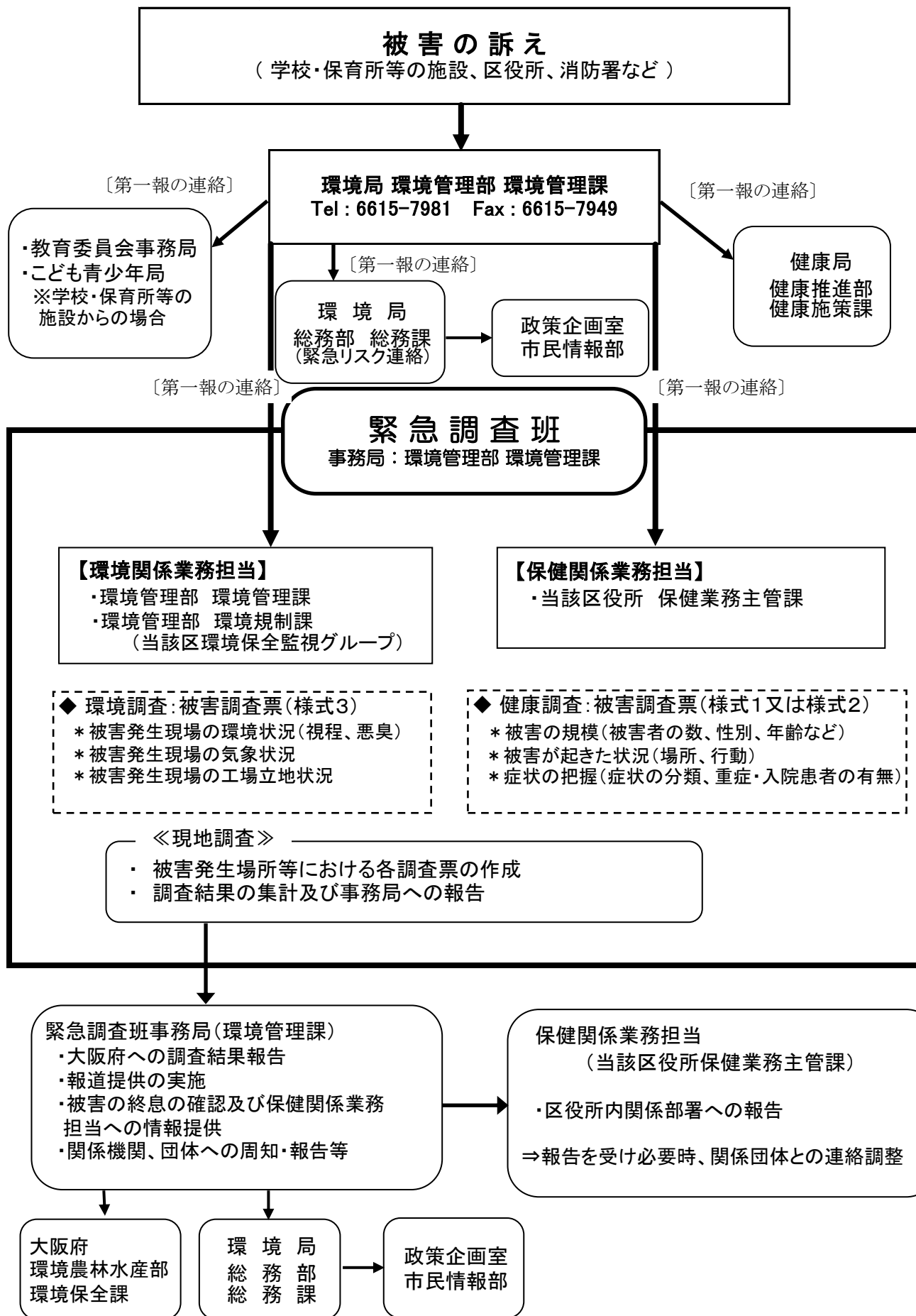
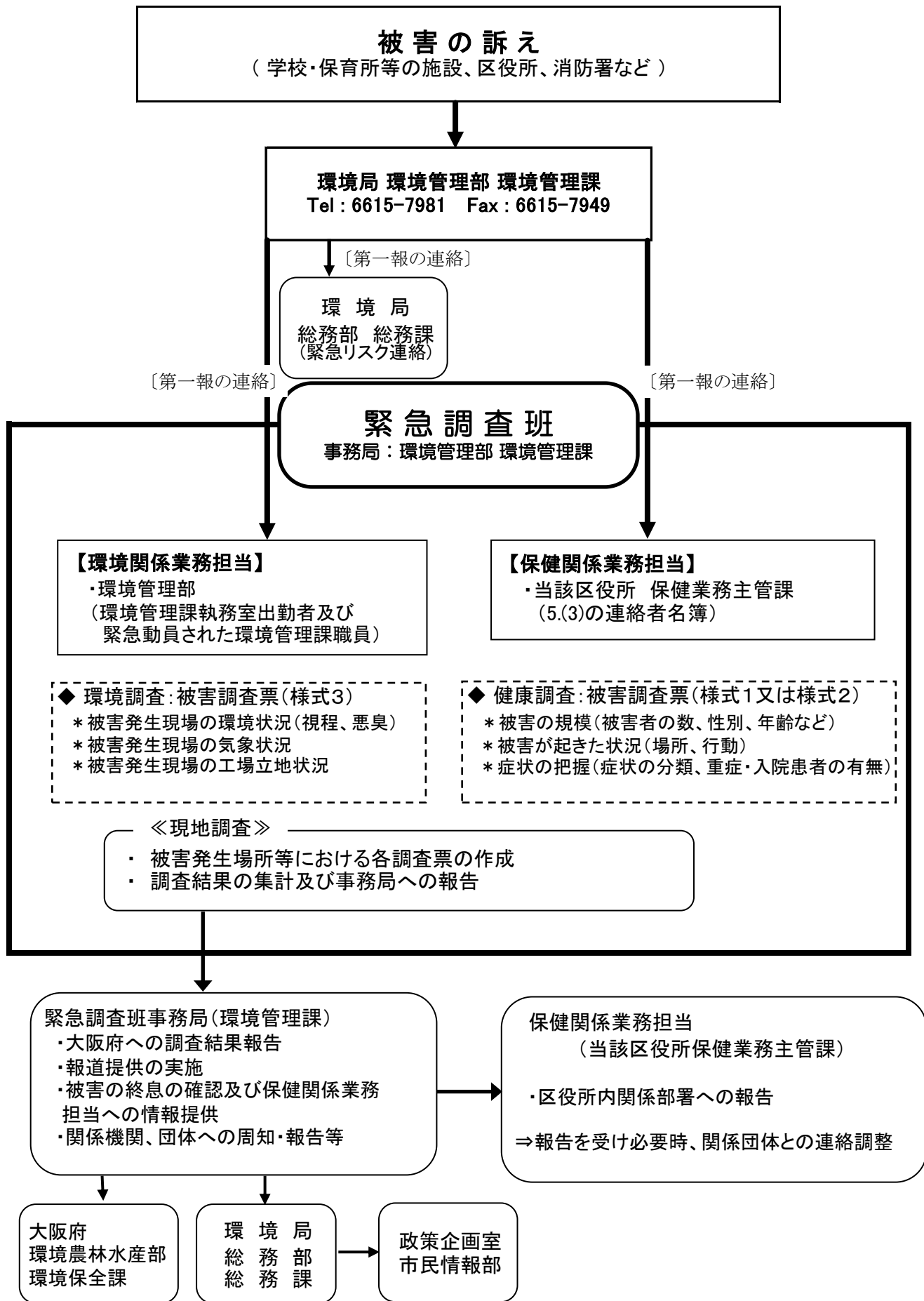


図4 被害の訴えがあった場合の連絡フロー【休日・平日時間外】



光化学スモッグ被害調査票(一般用)			
記入日:		年 月 日	
記入者:			
所 属:			
届 出 者	氏 名 (機 関、団 体)	(代表者)	
	住 所 (所 在 地)		
	連 絡 先	(氏名)	(電話)
被 害 者	氏 名		
	住 所		
被害者内訳		合計 人 (内訳 : 男性 人 女性 人)	
※1. 連絡先は、状況を把握し夜間・休日でも連絡可能な者とする事			
※2. 集団での被害の場合は、全体の被害者数及び男性、女性の内訳を記入すること			
1. 症状を感じた日時及び気象状況 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 時 分 天 候 (晴 曇 雨) 風 (強 弱 やや有 無風)			
2. 症状を感じた場所 (1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内(窓:開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他			
3. 症状を感じたときの活動状況 (1) 屋外で運動中() (2) 室内で運動中() (3) 屋外で作業中() (4) 室内で作業中() (5) その他()			
4. 症状		有・無	人数
(1) 目がチカチカする(目が痛い)			
(2) せきがでる			
(3) のどがいがらい(のどが痛い)			
(4) はきけがする			
(5) 胸がくるしく息がつまりそうになる			
(6) 胸が痛む			
(7) 頭痛がする			
(8) 手足にしびれ感がある			
(9) その他()			
(医師の治療) あり(人) なし (医師機関名)			
5. 重症者の有無(あり・なし)			
	年齢・性別・人数・ 症状・経過等		
備 考			

※学校で発生した被害の把握には、学校用の調査票(様式2)を使用すること。

光化学スモッグ被害調査票(学校用)										
記入日: 年 月 日										
記入者:										
所 属:										
届 出 者	学 校 名	(代表者)								
	所 在 地	(電話)								
	連 絡 者									
	緊急連絡先	(氏名)		(電話)						
※緊急連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする										
被 害 者	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	教職員	計	合計(人)
	性別									
	男									
	女									
1. 症状を感じた日時及び気象状況										
年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 時 分										
天 候 (晴 曇 雨) 風 (強 弱 やや有 無風)										
2. 症状を感じた場所										
(1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内(窓:開・閉) (5) 公園、遊び場										
(6) 道路上 (7) その他										
3. 症状を感じたときの活動状況										
(1) 屋外で運動中(体育授業、クラブ、その他)										
(2) 室内で運動中(体育授業、クラブ、その他)										
(3) 屋外で軽作業中(授業、清掃等) (4) 室内で軽作業中(授業、清掃等)										
(5) その他()										
4. 症状										
						有・無	人数	処置・経過		
(1) 目がチカチカする(目が痛い)										
(2) せきができる										
(3) のどがいがらい(のどが痛い)										
(4) はきけがする										
(5) 胸がくるしく息がつまりそうになる										
(6) 胸が痛む										
(7) 頭痛がする										
(8) 手足にしびれ感がある										
(9) その他()										
(医師の治療) あり(人) なし (医師機関名)										
5. 重症者の有無(あり・なし)										
年齢・性別・人数・ 症状・経過等										
備 考										

光化学スモッグ被害調査票(環境調査用)												
記入日:		年 月 日										
記入者:												
所 属:												
発 生 場 所												
発 生 日 時	年 月 日 時 ~ 時(時間)											
1. 付近の環境状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">視 程</td> <td style="padding: 5px;">1. 良い 2. やや悪い 3. 悪い</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">臭 気</td> <td style="padding: 5px;">1. ない 2. ややある 3. ある</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">天 候</td> <td style="padding: 5px;">1. 温度____℃ 2. 湿度____% 3. 天気()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">風 速 風 向</td> <td style="padding: 5px;">1. 風力あり 2. 微風 3. 無風 4. 風向()</td> </tr> </tbody> </table>				視 程	1. 良い 2. やや悪い 3. 悪い	臭 気	1. ない 2. ややある 3. ある	天 候	1. 温度____℃ 2. 湿度____% 3. 天気()	風 速 風 向	1. 風力あり 2. 微風 3. 無風 4. 風向()	
視 程	1. 良い 2. やや悪い 3. 悪い											
臭 気	1. ない 2. ややある 3. ある											
天 候	1. 温度____℃ 2. 湿度____% 3. 天気()											
風 速 風 向	1. 風力あり 2. 微風 3. 無風 4. 風向()											
2. 付近(100m以内)の工場の有無 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1. ある(風上__工場 ・ 風下__工場) 2. ない</td> </tr> </tbody> </table>				1. ある(風上__工場 ・ 風下__工場) 2. ない								
1. ある(風上__工場 ・ 風下__工場) 2. ない												
3. 光化学スモッグ情報の発令状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">予 報</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">第 号</td> <td style="padding: 5px;">1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">注 意 報</td> <td style="padding: 5px;">第 号</td> <td style="padding: 5px;">1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">警 報</td> <td style="padding: 5px;">第 号</td> <td style="padding: 5px;">1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後</td> </tr> </tbody> </table>				予 報	第 号	1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後	注 意 報	第 号	1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後	警 報	第 号	1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後
予 報	第 号	1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後										
注 意 報	第 号	1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後										
警 報	第 号	1. 発令前 2. 発令中 3. 解除後										
4. 備考												

発令地域

2. 大阪市北部及びその周辺地域

大阪市: 西淀川区、淀川区、東淀川区
豊中市、吹田市、摂津市

1. 大阪市中心部の地域

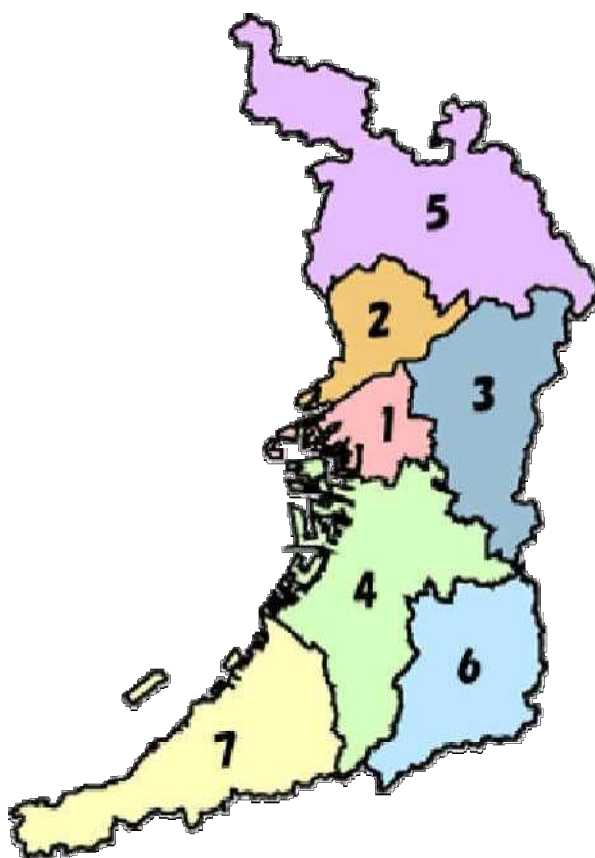
大阪市: 北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区、西成区

4. 堺市及びその周辺地域

大阪市: 住之江区、住吉区、東住吉区、平野区
堺市、泉大津市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町

7. 泉南地域

岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町



5. 北大阪地域

池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町

3. 東大阪地域

大阪市: 旭区、城東区、鶴見区
守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

6. 南河内地域

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村



ご注意ください！ 光化学スモッグ発令情報

©2014 大阪府もずやん

光化学スモッグって？

自動車や工場から排出されるガスに含まれる
大気汚染物質が太陽の紫外線により反応を
起こすことにより生成されます。
濃度が高くなると、**目やのどへの刺激**
など人への健康被害が出る場合があります。



どんな日に発生するの？

光化学スモッグは、とくに4月から10月の
気温が高く、風が弱い晴れの日
に発生しやすくなるので、要注意です。

光化学スモッグが発生したら？

光化学スモッグの予報・注意報を発令
して、府民の皆さまにメールやインターネット
などを通じてお知らせしています。

被害にあわないためにどうしたらいいの？

光化学スモッグ予報・注意報の発令情報を知ろう！

★大阪府では、発令情報に関するメール配信サービスを行っています。

ぜひご登録ください。発令情報の入手方法はうら面へ

予報・注意報などが発令されたときには

- 屋外での激しい運動や水泳などは避け、屋内へ入ってください。
- 目がチカチカしたりのどが痛くなったりしたときには、水道水で目を洗ったり、うがいをして、しばらく安静にしましょう。

※被害にあわれた場合には、最寄の保健所または市役所などへ連絡をお願いいたします。

ホームページ・メールで 発令情報を提供しています



©2014 大阪府もずやん



パソコン・スマホは

大阪府 大気情報

検索



携帯電話・スマホは

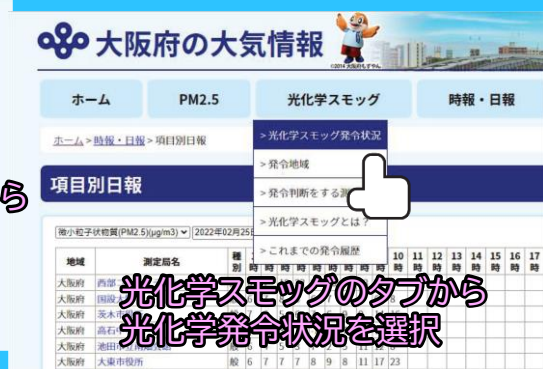
下の QRコードで防災情報メール
に登録しましょう！！

～大阪府の大気情報のページ～

大気環境の状況をリアルタイムで提供しています



時報・目報のタブから
項目別目報を選択



光化学スモッグのタブから
光化学発令状況を選択

光化学スモッグの発令状況も確認できます

※画像はイメージです。

～防災情報メール～

大阪府の「防災情報メール」では、
光化学スモッグ情報のほか、
お知らせ情報(PM2.5注意喚起情報など)、
気象地震情報も選んで受信できます！

登録はこちらから
空メールを送信⇒



～デジタルマップ～



QRコードを読んで赤丸部分
をクリック！
デジタルマップ上で
光化学スモッグに関する
情報がご覧いただけます！

マップはこちら⇒



お問い合わせ

大阪府環境農林水産部 環境管理室

環境保全課 環境監視グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 21階

TEL:06-6210-9621

E-mail:kankyohozen-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを

